

環境計量証明業務 < 土壤汚染調査 >

● 土地リスクの正しい把握が必要です

あなたの土地の土壤・地下水の汚染調査を実施し、土地リスクを正しく把握することをお勧めします

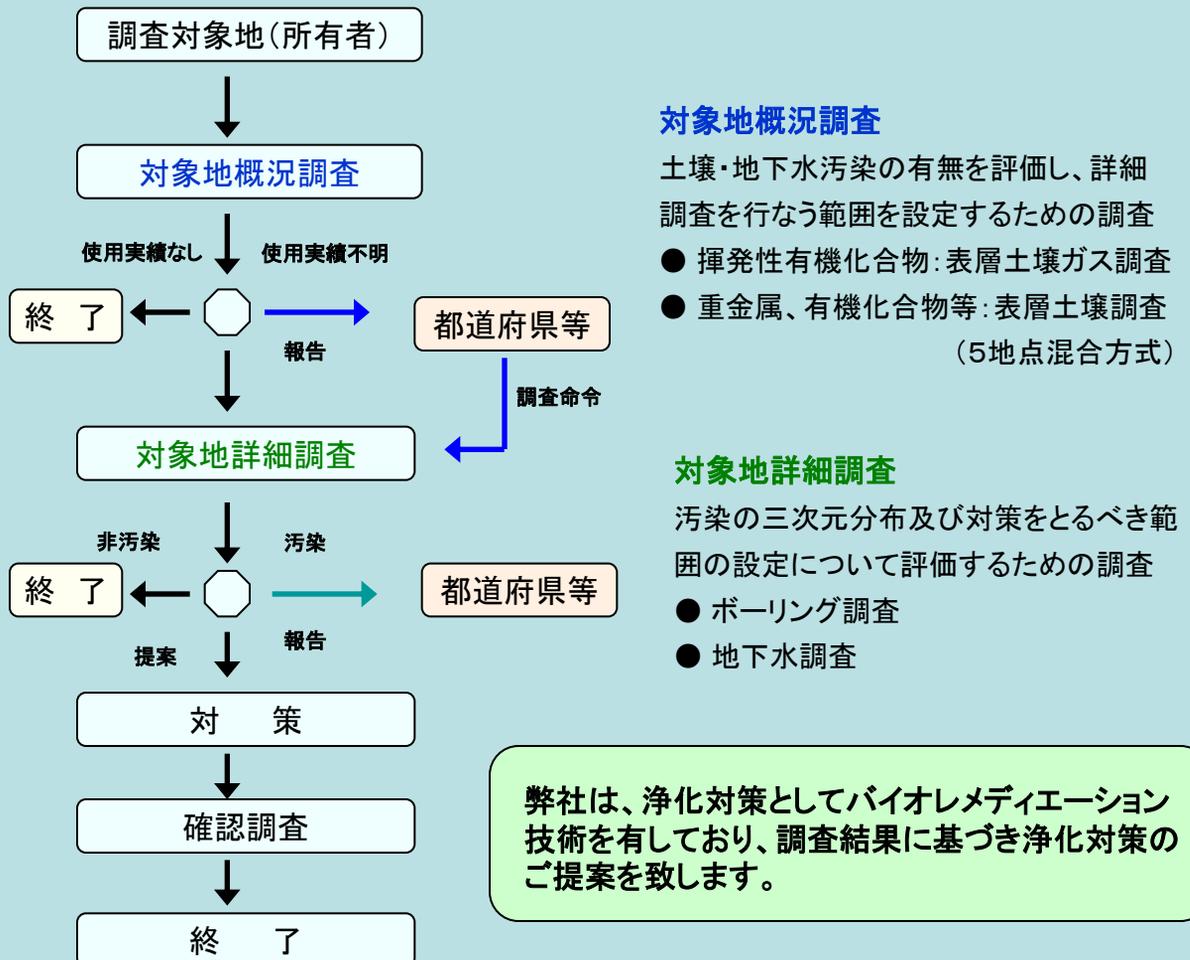
土壤汚染による健康被害抑制を目的とし「土壤汚染対策法」が平成15年1月より全面的に施行されています。

本法律では土壤汚染調査を行う者を、申請・審査により「指定調査機関」として位置付けています。

弊社は「指定調査機関」に登録されており、従来より培ってきた豊富な経験、高度な分析技術で皆様の土地リスク管理を支援します。是非ご相談下さい。

◆ 調査計画から評価判定まで（「土壤汚染対策法」施行）

（土壤・地下水汚染に係わる概略調査フロー）



環境計量証明業務 < 土壌汚染調査 >

— 土壌汚染対策法が改定されました —

平成21年4月より土壌汚染対策法が改正され、平成21年4月1日より施行されました。改正の大きなポイントと致しまして、下記の3点があります。

土壌汚染対策法改正のポイント

1. 一定規模(3000㎡)以上の土地改変時に調査義務が発生
2. 親子会社間での調査禁止
3. 処分土壌(マニフェスト)の徹底管理

※その他、条例などにより上乘せ基準を課している都道府県もあります。

— 迅速な汚染状況調査 —

土壌汚染調査の重要な要素と致しまして、迅速な対応が求められます。当社では、土壌ガス調査(第1種特定有害物質)の現地測定による現地での汚染の有無についての即日判定、第2種、第3種特定有害物質につきましても、試料の採取から汚染の有無の判定まで、最短3日で報告します。



現地測定風景
(第1種特定有害物質)

ガスクロマトグラフ搭載状況



〔車載ガスクロマトグラフ〕

- 中感度: GC-310
(SRI Instruments社製)
- 検出器: PID、DELCD

その他、土壌汚染についてお困りの場合、当社にご相談ください。